

令和5年9月29日

丹波市議会議長 垣内 廣明 様

こどもの権利に関する理念条例調査研究特別委員会
委員長 前川 進介

委員会行政視察報告書

本委員会において実施した行政視察について、視察結果を別紙のとおり、丹波市議会基本条例第19条第2項の規定により報告します。

- 1 視察日程
令和5年7月6日（木）～7月7日（金）
- 2 視察先及び視察内容
 - (1) 埼玉県北本市
「子どもの権利に関する条例の制定」について
 - (2) 神奈川県川崎市
「川崎市子ども夢パーク」現地視察
- 3 視察者
委員長 前川 進介
副委員長 小橋 昭彦
委員 小川 庄策、須原 弥生、大西ひろ美、山名 隆衛、広田まゆみ
西脇 秀隆、酒井 浩二、足立 嘉正
- 4 随行者
議会事務局書記 福垣 恵介
- 5 視察地の概要及び視察内容
 - (1) 埼玉県北本市 7月6日（木）
 - ア 北本市の概要
北本市は、埼玉県の中央部に位置し、首都圏45キロメートルという立地条件にありながら、美しい里山や雑木林が暮らしと隣り合い、豊かな自然を残している。また、大宮台地の最高地点であるため、地震や水害などが少なく、「災害に強いまち」として高く評価されている。
総面積は19.82平方キロメートル、人口はおよそ6万5,500人。
 - イ 視察内容
 - (ア) 視察における注目点
 - a 議会による条例制定に至った経緯
北本市議会では、平成22年第4回定例会において「（仮称）北本市子どもの権利条例の制定を求める決議」を全会一致で可決した。翌年には、「めざせ日本一、子育て応援都市宣言に関する決議」を全会一致で可決し、様々な子育て支援の充実に努められてきた。
しかし、日本では、児童虐待、いじめ、不登校等の件数が増加傾向にあるなど、こどもを取り巻く環境は依然と厳しく、こどもの権利が十分に守られていないという懸念が北本市でもあったようである。
また、市においては、学校における生徒指導のあり方が議論され、行き過ぎると指導死につながる恐れが懸念されていた。また、自己肯定感が得られない、自分の意見が言いづらい、未来に希望が持てないなど、これらの課題の解決にはこどもの権利の尊重が必要だとの環

境分析も進んでいた。

この当時は、市当局が自発的に条例制定することが望ましいと考えられていたが、令和元年に市内の小学校が廃校になるにあたり、こどもの声や意見を聞かなかった市当局の姿勢を疑問視したこと、こどもの権利を守ることが喫緊の課題であり、政府主導のこども基本法施行を待っている余裕がないと判断したことから、元県職員の議員が主となり、こどもの権利条例制定に向けて活動が始まった。

b 条例制定までの進め方

- ・令和2年10月 子どもの権利条例（仮称）勉強会を設置
- ・令和2年11月 議員研修会を開催
- ・令和3年6月 子どもの権利に関する特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設置（各会派から選出された7名の委員で構成）
- ・令和3年7月～9月 特別委員会において条例案の原案を作成
- ・令和3年10、11月 条例（原案）に対する意見聴取を実施（124件の意見提出あり）
- ・令和3年11月 条例（原案）について専門家に意見を求める
- ・令和3年12月 条例案を作成し弁護士による法規審査
- ・令和4年1月 子どもの権利を考えるシンポジウム（新型コロナウイルス感染症の影響により中止）
- ・令和4年1、2月 条例（案）のパブリックコメントを実施
- ・令和4年3月22日 令和4年第1回定例会に条例を提案。全会一致で可決（施行は令和4年10月1日：市当局が予算同時調整は適切ではないとの議論から予算化まで時間を空けた。）

(a) 条例制定までの進め方の要点

- ・元県職員だった特別委員会副委員長の主導力があり、短期間で条例制定ができた。（委員会設置から9ヶ月間）
- ・条例案に対しての意見聴取方法において、Webや街頭アンケートを駅前で実施するなどして124件の声を集めた。（こども21件 大人103件）
- ・財務部局との連携は財政上の措置や予算編成の上で重要である。予算確保については、議会事務局からも市当局へ情報を逐一伝えた。条例に財政上の措置を盛り込む際は、市長に丁寧に説明をした。
- ・議会でどこまで出来るかについては、全議員の足並みが揃っているか、各議員の熱量、全体スケジュール（目的・時期を決める）などを考えたうえで判断した。
- ・市当局にどのように見せて、議会の中で全会一致をさせていくのかに気をつけた。

c 条例の特色

(a) 子どもの権利擁護委員の設置

こどもの権利に関する相談及び救済等を盛り込み、教育委員会からの独立性を担保された子どもの権利擁護委員を設置した。

委員会という組織にはせず、市や教育委員会からは独立した機関と位置付け、動ける委員が対応することで、緊急事案に対してスピーディに対応できる体制を作った。

擁護委員は3名以内で、弁護士・大学教員・社会福祉士など人格が高潔で、こどもの権利に関し、優れた識見を有する者。

擁護委員は議論時から想定した人物がいた。

委員のほかに相談員を置く（会計年度任用職員）。

擁護委員及び相談員は、議会の同意を得て市長が委嘱する。また、解職にも議会の同意が必要（市長の専決事項を侵さないことを弁護士に確認済み）。

(b) 子どもの権利委員会を設置

こどもの権利の保障の状況を検証するため、「子どもの権利委員会」を設置。10名のうち2名がこども。他は民生委員、校長会、PTAなど。

こどもに対しても、他の委員と同様に報酬を支払う。

(c) 雑則、附則に財政上の措置を規定

雑則、附則に（財政上の措置）として、「市は、子どもの権利に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。」の一文をあえて明記した。

予算編成権の議論（他には、北本市男女共同参画推進条例）があったが、市長との調整は正副委員長が行った。

d 条例提案までにあった3つのハードル

(a) 議員の合意をどこまで得られるか

全員合意が望ましい。そのためにもこどもの権利に関する「正しい理解」が必要である。

(b) 事務局負担（議員がどこまで担えるか）

行政経験のある議員がおり、通常1年半から2年かかるものを9ヶ月で提案した。その突出した議員とレベル合わせが大変である。市当局とのリーガルチェックは事務局通し。

(d) 予算は確保できるか

事務局から市当局に必要な事業を伝え、準備。

ウ まとめ

(ア) 条例制定までは相応の時間をかけて議論すべき

北本市議会では、令和2年10月に「子どもの権利条例（仮称）勉強会」を、その後、令和3年6月に「子どもの権利に関する特別委員会」が設置された。そして、令和4年3月の議会で条例を提案・可決されている。事前に勉強会があったとは言え、特別委員会設置から条例提

案までわずか9ヶ月という短期間での提案となった。

1人の議員の想いや行動から議会全体へ、そして、市民の声を聴きながら短期間で全会一致の条例可決に至るまでのプロセスには、高いスキルと市当局との綿密な調整が必要だと感じた。

ただ一方で、事務局の説明の中で「ハレーション」という言葉が出たように、やはり短期間で進めようとする、市当局に対してのみならず、委員会内ですら温度差が見られた模様である。

「3つのハードル」にも挙げられていたが、やはり議員間においてもこどもの権利に関する「正しい理解」が必要であり、相応の時間をかけながら議論を進めていく必要性を改めて感じた。

(イ) 条例制定の主体は行政側で行うべき

北本市の本条例は、市当局が作成主体となっていたらこのスピード感では制定できなかったと推察される。また、市当局との関係は、事務局が介入することにより良好な関係で進められたとのことであった。

ただし、市当局が十分に条例を理解した上で施策が行われていくのかという点に疑問が残る。

「北本市子どもの権利に関する条例」第17条にある「きたもと子ども会議」に関して、「きたもと子ども会議のこれまでの実施内容やこれからの予定はあるか。」という事前質疑に対する北本市福祉部子育て支援課からの回答が、

- ・令和4年度は、実績はありません。また、令和5年度も、現時点において、明確な実施の予定はありません。
- ・きたもと子ども会議は、こどもたちの意見表明の機会として設置するもので、こどもたちが主体的に行うものであることから、行政としては、まずはこどもたちが主体的に行うための意識の醸成（周知啓発）を進める必要があると考えています。
- ・そのため、現在策定作業中の北本市子どもの権利に関する行動計画に周知啓発を盛り込み、意識の醸成を図ったうえで、今後実施していくことを考えています。

とあり、こどもが主体的に行うために周知啓発をするに留まろうとしているように見受けられる。

今年5月に実施した尼崎市の行政視察では、「子ども会議」と同様の趣旨である「ユースカウンスル事業」があった。ユースカウンスルとは、若者会議、若者評議会と言った意味で「若者が自分たちで自分たちのまちをつくるための仕組み」のこと。こどもや若者の発言力の弱さに視点をおき、それをサポートして、発言しやすい環境を市がつくり、行政と繋がる仕組みや運営を若者が主体で考える事業。その提案が市政に活かされることもあり、若者の能動的なまちづくりの意識を醸成している。

尼崎市では「Up to You!」と銘打って、14歳から29歳までの若者が主体的に活動している。年に1度の政策提言を行う発表会に向け

て、毎月1回ほどのペースでユース交流センターの職員がフォローをしながら進めている。

このように、行政としては周知啓発するに留まるのではなく、子どもや若者の発言力の弱さに視点をおき、それをサポートして、発言しやすい環境を行政がつくるのが肝要である。つまり、こどもの「参加する権利」を尊重するためには、ただこどもの主体性に任せるのではなく、こどもの主体性を引き出すような行政の主体性、能動性が求められるはずである。

ところが、北本市では条例第17条に「きたもと子ども会議」が定められたものの、そうした行政の主体性、能動性が見えてこない。

こうした行政の主体性、能動性の低さは、条例制定の主体が行政ではなく議会にあったことによる弊害の一つだと考えられる。やはり事業提案は職員からあってこそ、現場に根付いたものになるのではないか。

また、条例第39条に「財政上の措置」として、「市は、子どもの権利に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。」の一文をあえて明記したことは、この条例の重要性を強く行政に求めるメッセージだと感じる。

その一方で、そもそも条例関連事業の予算総額として、いくらが適切であるか、市全体の予算規模と比較して議論されたようになく、その意味においても、議員提案で予算化まで視野に入れることの危うさも感じた。

これら主体性や予算編成権を考慮すると、条例の政策、施策に関する内容は、議会側ではなく行政側で議論し、言語化していくべきだと考えられる。

いずれにしても、丹波市においても北本市のように、議会と行政との情報共有を密にしつつ進めていく必要がある。

(2) 川崎市子ども夢パーク 7月7日(金)

ア 川崎市子ども夢パークの概要

神奈川県川崎市高津区にあるこどものための遊び場。

平成12年に制定された「川崎市子どもの権利に関する条例」をもとに官民協同で作られた。

工場跡地を利用した約1万㎡の広大な敷地にはプレーパークエリア、音楽スタジオや創作スペース、ゴロゴロ過ごせる部屋のほか、学校に行っていないこどものための「フリースペースえん」が開設されている。未就園児から高校生くらいまで、幅広い年齢のこどもが利用している。

イ 視察内容

(ア) 川崎市子どもの権利条例制定とその背景

川崎市は過去、沿岸部に工場を誘致し、外国人労働者の人権問題や排煙による公害のまちとして、人権が尊重された地域とは言えなか

った。また、東京都のベッドタウンとして人口が増えたが、昭和55年には教育虐待を受けていた当時20歳の浪人生が両親を金属バットで殴り殺した「神奈川金属バット両親殺害事件」が発生するなど、若者が何をするかわからないという世論が醸成されていた。

そこで、川崎市では昭和61年に、深刻化する青少年問題の解決を図ろうと、2年間にわたり全市で行った市民討議を基に川崎市教育懇談会報告書を作成。それが「地域教育会議」（昭和62年立ち上げ）へ発展する。

さらに、昭和62年には特別支援学級の教員が生徒の頭を叩いて殺してしまう「川崎市立桜本小学校体罰死事件」が起こったこともあり、こどもの権利を守る条例の必要性が高まっていった。

そして、平成9年に「神戸連続児童殺傷事件」が起きたことも背景に、平成10年から条例の策定に取り掛かることになった。

条例の基本的な考え方は、コルチャック先生の「人はだんだんと人間になるのではなく、生まれながらにして人間である」（＝生まれた時から権利主体である）であるが、議会では、「こどもに権利なんか要らない！わがままになる！」、「先に『義務』が必要」等の意見もあり、条例を作るプロセスの中で、こどもたちに先に「義務」を教えるのか、それとも「権利」を教えるのかの議論がなされた。

その中で、こどもたちが「自分たちが守られている実感がなければ、他の人の権利は考えられない。」との意見にまとめ、まずは、「自分に権利があることで守られている⇒他者の権利を尊重出来る」という「相互尊重」の認識に辿り着き、平成12年12月に「川崎市子どもの権利に関する条例」が全会一致で可決された。

（イ） 子ども夢パーク開設への歩み

【川崎市子どもの権利に関する条例（抜粋）】

（子どもの居場所）

第27条 子どもには、ありのままの自分でいること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び若しくは活動すること、又は安心して人間関係をつくり合うことができる場所（以下「居場所」という。）が大切であることを考慮し、市は、居場所についての考え方の普及並びに居場所の確保及びその存続に努めるものとする。

2 市は、子どもに対する居場所の提供等の自主的な活動を行う市民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めるものとする。

条例の制定に伴い、条例第27条を根拠にこどもの権利を守る関わりを具現化する施設「川崎市子ども夢パーク」の実現に向け、条例成立半年前から市の担当と構想の摺り合わせを行っていた。そして、平成12年12月に条例が可決後、翌1月に市長から「川崎市子ども夢パーク」構想が発表される。

場所は、工場跡地である。当初は中央図書館の建設予定地だったが、バブルが弾けて建設不可となり、10年間放置された物件である。

この物件の活用方法として最も低コストだったのが、「子ども夢パーク構想」。この当時、子ども夢パークを整備するための委員会に加え、不登校のこどもたちの居場所を作る委員会も立ち上がり、その両方に特定非営利活動法人フリースペースえん理事長の西野博之氏が関わっておられた。

子ども夢パークを構想するにあたっては、こどもの声を聞いてつくることに主眼を置き、こども主体のワークショップ（平成13年2月から7回）を開催し、こどもの意見をもとにハードを整備した（参加したこどもの人数287人、アンケートによるこどもの意見のヒアリング1,725人）。

また、不登校児童生徒の居場所・学びの場の開設に向けては、「フリースペースたまりば」に、当事者の声を聴くためのアンケートやヒアリングを市が委託した。「どんな施設をつくってほしいか、どんな施設がつくられては迷惑か」とたくさんの不登校児童生徒や親の声を集め、行政・教育委員会との会議を重ねて、フリースペースづくりを行った（アンケートの回収数 こども103件、保護者82件）。これを基に平成14年3月末に報告書を提出した。

さらに、平成15年3月には「夢パーク運営準備会」のこどもと大人が討議を重ね、「川崎市子ども夢パーク条例」が制定された。

こうして「川崎市子どもの権利に関する条例」を実現する施設として、2年間で約200回の会議を経て、平成15年7月に「川崎市子ども夢パーク」はオープンした。平成18年からは指定管理者制度を導入した。

（ウ） 施設の必要性和特色

a 必要性

日本のこどもは自己肯定感が低い（自信がない）傾向にある。

自分のことを「バカ」、「ダメ」と語ったり、どこでも本音を出せず、親や友だちに気を遣って生きていたりするこどもが多く、近年、メンタル面での不調を訴えるこどもが増えている。

「自己肯定感」に関する国際比較（内閣府令和元年度「子供・若者白書」より）においても、「自分自身に満足している」という質問に「そう思う」と回答した若者がアメリカで57.9%、韓国・イギリス・ドイツでも30～40%台であるのに対し、日本人は10.4%と極めて低率である。この数字は親や家庭の影響を多分に受けていると考えられている。

具体的には、まず、親の過保護が問題である。こどもに失敗やけがをさせたらかわいそうだと親が先回りして「失敗」を未然に防止してしまい、こどもが成長機会を逸し、自立的に生きていけづらくする関わりも散見される。また、過干渉に「完璧」、「正しさ」をこどもに要求しすぎるきらいもあり、「これくらいできてあたりまえ」という親の価値観の押し付けから、できなかった時に「こんなこともできないの」、「普通できるでしょ」とこどもを責めてしまう傾向がある。

「完璧」、「正しさ」が家庭で充満⇒弱音をはけない家庭環境⇒つらい感情を外に出せない⇒怒りが蓄積⇒暴力・いじめを生み出すという負のスパイラルに陥っている。

この場合、その親自身も自己肯定感が低いことが多く、「正しい親」に見られたいという外部評価を気にするあまり、我が子には勉強できる子・スポーツできる子・友だち多い子になってもらいたいという親の価値観の押し付けが止まない。こうした悪循環を断ち切る必要がある。

また、こどもの自己肯定感の低さと相まって、全国的に不登校が増えている。(令和3年度244,940人(中学生は20人に1人、前年比25%増))

不登校の背景には「いじめ」が大きく影響している。小学1年生から中学3年生までの9年間の中で「いじめ」が多く報告されている学年は、小学2年生、小学1年生、小学3年生の順となっており、小学低学年の児童の多くがストレスを抱えている。小学校に入学して待ち構えているのは「いじめ」といっても過言ではない。「学校って怖いよ。」、「いじめられるよ。」、「いじめられているのを見た。」という感覚から学校生活が始まっている場合が多い。就学前から小学生のストレスをどう軽減できるのかが大きな課題である。

「いじめ」の認知件数は、61万5,000件(うち、小学生50万件、学校10万件、高校1万5,000件、特別支援学校約3,000件、昨年比19%増)。また、命にかかわるいじめは705件である。

さらに、こどもの自死は高止まり状態で、10歳～39歳までの死亡原因のトップは、自死。令和4年における小中高校の自死は過去最多の512人(内小学生17人)。こどもの出生率は減っているのに自死は増えている、または減らない現状である。

このような背景があり、学校に行けなくなったこどもたちの居場所をどう確保するのか、自治体における不登校対策は大きな課題となっている。さらに「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)」によって、地方公共団体の自治体は、学校に行けなくなったこどもたちの多様な学びと育ちの場を作ることも責務になっている

b 特色

不登校支援×プレーパーク×災害時の緊急避難場所の3つの役割

(a) 不登校支援「フリースペースえん」

義務教育期間におけるいじめは小学校1年生～3年生が最も多く、低学年の児童が抱えるストレス対策のために、居場所を作る意味、価値がある。

いじめ等で学校に行きづらくなったこどもたちの居場所であり、遊び場であり、学びの場である「フリースペースえん」は、もともと大事にしてきた「過ごしたいように過ごす」、「年齢、国

籍、障がいの有無を問わず通える場所」をそのまま体现できているスペースである。

不登校児童生徒は、学校が嫌いなわけではなく、学校が安全安心じゃなくて楽しくないから学校に行けていないのである。困った子じゃなくて、困っている子。そんなこどもの目先の学校復帰を前提とせず、その子が将来自立的に生きていけるように関わるのが「フリースペースえん」の特徴である。

ベースにあるのは日常の暮らしで、まずは一緒にお昼ご飯を作って食べる。当番性ではなく、作りたい人が作って食べることによって「ひとりじゃなかった」と感じる事ができ、また一緒に食べるだけでこどもは元気になるということを実感するそうである。

さらに、ご飯の作り方を覚えることで、生きる術を学び、自信を身につけていくということも大変重要なことだそうだ。

また、「フリースペースえん」に関わる若者のおよそ4割は療育手帳を持つなど障がいのある者、または精神病を患っている者であり、先天的・後天的に生きづらさを抱えた若者が集える場にもなっている。

自立とはなんでも一人できることではなく、「助けて」が言えるようになること。つまり、適度に人に依存できるようになる力を育んでいる。そうしてこどもが「大丈夫」に包まれると、自然と意欲が湧いて自分の頭で考えるようになる。

また、親を支え、親がこどもの味方となれば、こどもの生きづらさが解消されていくため、保護者の救済も行う。

(b) 禁止事項が極めて少ないプレーパーク（冒険遊び場）

川崎市子ども夢パークには、田舎のこどもよりも泥だらけになって遊べるプレーパークがある。施設の入り口付近には、「おとなのみなさんへ」と書かれた看板が設置されている。

「おとなのみなさんへ

子どもは、たくさんのことに好奇心を持ち、チャレンジします。ここでは、子どもたちの「やってみたい！」という気持ちを大切にしたいと考えています。

そのために、プレーパークでは遊びを制限するような禁止事項をできるかぎりつくらないことで、子どもたちが自分で決めたり判断できるようにしています。

また自然の素材や廃材、道具や工具を使って子どもたちの発想

で遊べるような場づくりをしています。遊びの中では小さなケガをすることもあります。子どもはその経験を通して危険から身を守る力を身につけていきます。私たちスタッフは日常点検を欠かさず行っていますが、気になることがありましたら教えてください。みんなで一緒に楽しい遊び場をつくっていきましょう。

川崎市子ども夢パーク」

失敗が許されない環境では、挑戦すらできなくなる。だから乳幼児の頃から「やってみたい！」という気持ちを尊重して、自分の意思で行動、挑戦できるよう、できるだけ禁止事項を設けないように運営されている。これはこれまで当委員会で議論してきた「自己肯定感ループ」の「依存」側から「自立」側へ促す関わりである。

また、安心して失敗できる環境も整えられており、仮に失敗しても受け止めてもらえる関わりは、自己肯定感ループの「自立」側から「依存」側への動きを促している。

こうしてプレーパークでの遊びを通して「自己肯定感ループ」を回す関わりをしている点が、この川崎市子ども夢パークの特徴の一つと言える。そして手法は違えど、「フリースペースえん」と理念は同じと言える。また、この遊びによってこどもの非認知能力を身につけることにもつながっており、困難からしなやかに立ち上がるなど、感情のコントロールもできるようになっている。

このようにこどもを健やかに成長される場を地域社会の中に作ることは、行政の重要な役割の一つと言えよう。

(c) 災害時の緊急避難先としての機能

関東大震災からちょうど100年が経過し、30年以内に大地震がくる確率は7割と言われている。

川崎市子ども夢パークはJR南武線津田山駅から徒歩5分であり、南武線沿線の帰宅困難者の避難所にも指定されている。

大地震に襲われて電気・ガス・水道等のライフラインが止まってから復旧するまでの数日間、屋外の煮炊きで凌げるだけの技術と経験が必要になってくる。薪を割って、火を燃やして、ご飯を炊ける、味噌汁を作れる、こどもたちから焚き火を奪うことなく、そういうトレーニングを日々の遊びの中に取り入れることは、災害時の備えとしても役立つ。

(d) 複合的な機能を掛け合わせて（プレーパーク×不登校支援×災害時の緊急避難場所）、財政部局を動かす。

権利条例によって「子どもの権利」を保障し、生まれてきてよかったと思えるこどもたちを育てることが求められるが、財政部局を動かすには、「なぜ条例が必要なのか」、「なぜ居場所が必要なのか」の高い説得性が求められる。

川崎市子ども夢パークは、令和5年7月23日で開所から20年となる。長年事業が継続されているのは、プレーパーク（冒険遊び場）のみならず、不登校のこどもたちの居場所（フリースペース）を合体させて始めたことが要因の大きな一つである。さらに今では災害時の緊急避難場所としての機能も併せ持ち、複合的な要素を掛け合わせることで、財政当局としても動かざるを得ない状況に事を運んでいくことが大切である。

（エ） 運営

- ・朝9時から夜9時までで中高校生も来ることができる時間帯
- ・年間9万人、総利用138万人（20年間）
- ・コロナ禍でも虐待対策として運営継続し、黙食はせず
- ・指定管理者制度で、4期にわたって共同運営事業体（特定非営利活動法人フリースペースたまりばと公益財団法人川崎市生涯学習財団）が、10名と16名の計26名で運営している。
- ・運営予算が年間8,000万円。うちフリースペースに2,700万円、その他費用含めて5,000万円。
- ・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律により、タブレットを使って学校外で学んでも出席扱い、通学定期も利用可。
- ・適応指導教室だけでは受け入れ状況が足りていない。
- ・全国的に不足している15歳から20歳の支援を行う。
- ・教員が1年間派遣される。

（オ） 運営にあたっての考え方

a 学校教育にこだわらない生活からの学び

「夢パークに開設しようとしている不登校児童生徒の居場所は、学校復帰を考えない居場所で、その点で教育委員会学校教育部が責任を負う（ゆうゆう広場）とは異なる」、「学校に行かないことも選択肢として認知するということは、あらためて子どもの最善の利益に立つという考え方で、その根っこには子どもの権利条例がある。つまり、学校に行けないで苦しんでいる子どもを学校教育の縛りから解放し、いたるところが学びの場だという考え方である。それを川崎として認める必要がある」（教育委員会学校教育部指導課長の発言）

学校復帰を目指しているわけではないが、この川崎市子ども夢パークで過ごしたこどもたちの多くが、後に学校に行き勉強し、社会に出て自立している。

b 「怪我と弁当は自分持ち」

今、「こどもの時間」が削られており、「やりたい」ことよりも、「やらねばならない」ことが、優先されてしまっている。だから、川崎市子ども夢パークには「やってみたい」に挑戦できる環境づくり（「禁止」の看板をもたない遊び場）がされている。

「遊びは子どもの主食です」という標語があるように、こどもにとって「遊ぶ」とは「生きることそのもの。」である（息をするように。食事をとるように。遊ぶことを通じて、こころとからだの栄養を吸収する。）。

「ケガ」や「失敗」を恐れるのではなく、遊びを通して「失敗」を重ねながら乗り越える力、「できないこと」を受け入れる力を育てることも大切。

生きづらさを抱える若者の中には「0・100」タイプが多い（100出来ない自分を許せない⇒0と同じ）。

「怪我と弁当は自分持ち」の考えで、表面的に見えるリスクは自分で判断し、表面的には見えないハザードは大人がしっかり取り除き子どもを守るというスタンスなので、川崎市子ども夢パークにある遊具等は、毎日大人が安全性を確認している。

c 親の不安に寄り添い、親を支える

不登校児童生徒・保護者は、我が子が学校に行かなく（行けなく）なったら不安に襲われる。

「どこで学んだらいいの？」、「うちの子が行ける学びの場はないの？」、「高校や大学には行けなくなるの？」、「どうやって、生きていくの？」など、学び・育つ選択肢が見えなくなる。

不登校児童生徒については、そのような親を支えることが大切で、親の会3団体を支えている。

ウ まとめ

(ア) 理事長の存在

どこまでもこどもの可能性を信じ抜く西野博之理事長の熱量が大変大きいと感じた。彼だからこの子ども夢パーク構想が実現できたのではないかと思えた。

当委員会では、居場所はもちろん必要であるとともに、条約を形骸化させないために川崎市子ども夢パークのような場所が必要であろうと考えていたが、場所だけでなく西野理事長のような人材がいなければ実現はできないと実感した。

(イ) 単なるプレーパークではない

丹波市においては、長く「屋内でこどもが遊べる場所」を求める保護者の声が多い。単純に「こどもの居場所」と伝えると、そうした「プレーパーク」的側面に関心が行ってしまう可能性を感じる。

一方で、川崎市子ども夢パークは「ありのままの自分でいられる場」、「つくり続けていく場」、「自分の責任で自由に遊ぶ場」、「こど

もたちが動かす場」、「多様に育ち学ぶこどもの場」であり、この点の違いを伝えていくのは大変重要なことであろう。

本来的なサードプレイスとしての「こどもの居場所」とはどういう場であるべきか、丹波市で言えば適応指導教室「レインボー」や特別支援教室などへの理解も深めた上で、言語化していく必要性を感じる。

(ウ) 幼少期から大人までの居場所としての福祉的な機能

川崎市子ども夢パークは、幼少期からプレーパークで遊ぶことができ、小中学校だけでなく、高校の不登校生徒にも対応した受け入れ体制で、大人になってからも関わるができている。また幼少から馴染みの場であることは、成人してから関わろうとする際の精神的ハードルを下げていると考えられる。